# 神戸港湾事業継続計画 (神戸港港湾BCP)

~感染症対策編~

令和4年1月

神戸港港湾BCP(感染症対策)協議会

# 策定、改訂等の履歴一覧

東正、以前寺の腹座一見 版数 日付 改訂節正・追加姿料 理由笙													
版数	日付	改訂箇所・追加資料	理由等										
1	2022/1/31	_	新規策定										

# 目 次

1.	基本方針	2
2.	本BCPで対象とする感染症 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3.	港湾機能の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4.	本BCPで想定する対応期間・流行段階 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5.	実施体制	6
6.	各流行段階において想定されるリスク	
【貨	『物船編】	. 7
【フ	フェリー編】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 7
_ 【災	·····································	8
	対応計画	
_	【貨物船・フェリー編】	
	)感染予防対策 ·····	
	?)感染者等が発生した場合の対応 ····································	15
_	【災害対応編】	
	)感染予防対策 ·····	
(2	2) 感染者等が発生した場合の対応	23
8.	マネジメント計画	
(1	)事前対策	24
	【貨物船・フェリー編】【災害対応編】	
	?) 教育・訓練	
(3	3) BCPの見直し、改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
9.	運用期日 ····································	26
【参	⇒考資料】検疫手続きについて	

# 1. 基本方針

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下、「新型コロナウイルス」)のパンデミックは、世界各国で緊急事態宣言が出され、一部都市ではロックダウンが行われるなど、世界中の人々の日常生活や社会経済活動に大きな影響を与えたところである。

海上交通・港湾分野においても、国内外でのクルーズ船や貨物船の乗客・乗員が 感染し、港湾を通じた国内への感染拡大のおそれや、患者の搬送、船内消毒等のため船舶が港湾内に長期間停留し、荷役やその他船舶の利用に支障をきたした事例が 発生している。また、外航貨物船の船員の中に感染疑いがあるため臨船検疫など感 染防止のための特別の対応が必要となる事例も多数報告されている。

我が国は、特に、資源・エネルギー・穀物においてはほぼ100%を海外からの輸入に依存し、またその貿易量の99.6%は船舶を利用するなど、港湾が国際海上貿易、国内海上交通・物流の拠点として重要な役割を担っている。また、神戸港は、神戸市にもたらす所得創出効果が市民所得の33.0%(令和2年3月公表)を占める等、市民生活を支える重要なインフラである。

ウィズコロナの時代において、感染拡大防止と経済活動の両立が求められる中、 港湾においても、感染またはその疑いが発生した場合でも、港湾の機能に与える影響をできる限り抑え、港湾機能の継続を図ることが必要不可欠である。

そのため、感染症が拡大しても、神戸港の港湾機能を維持していくために、働く 人々の感染防止策等の対応の在り方を予め明らかにして危機管理対策、体制の強化 を目的とした具体的な活動計画として、「神戸港港湾事業継続計画~感染症対策編 ~」(以下、「神戸港港湾BCP~感染症対策編~」)を位置づけるものとする。

なお、「神戸港港湾BCP~感染症対策編~」は、「2.本BCPで対象とする感染症」に示す事象が発生しても、神戸港の重要機能が維持できるよう、感染症の各流行段階における想定されるリスクとそのリスクに対処するための具体的な対応等を示した文章であり、次の事項に配慮した。

- ① 多くの港湾関係者が協働しつつ、迅速かつ的確に各々の役割を遂行できるよう、できる限り明確に記述すること。
- ② ただし、神戸港の港湾特性や感染症の流行段階等に応じて、港湾機能への影響の最小化・港湾における感染症の拡大の抑止のため、柔軟な対応ができるようにすること。
- ③ そのため、本BCPでは感染症に対応するための基礎的な事項を定めて、状況 に応じて具体の行動計画の作りこみができるようにすること。
- ④ 新型コロナウイルスを取り巻く状況は常に変化しており、計画の実効性を確保するため、訓練や計画の見直し・改善等、継続的な取り組み、活動が可能な体制を構築すること。
- ⑤ こうした継続的な取り組み、活動を通じて、感染症に対する備えの深化や港湾 関係者間相互の信頼関係が醸成できること。

# 2. 本BCPで対象とする感染症

感染症は多種にわたっており、その種類によって取るべき対策も異なるため、まずは新型コロナウイルスを念頭に本BCPを策定することとする。

なお、本BCPは、飛沫感染や接触感染とするその他の感染症にも準用する。

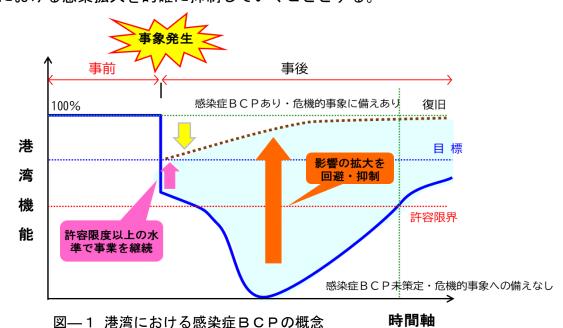
# 3. 港湾機能の目標

港湾関係者や入港船舶の乗客・乗員に感染症が発生・拡大すると、港湾における 労働者の不足やオフィスの閉鎖、船舶の運航停止等が必要となり、CIQをはじめ とする国の関係官署及び港湾管理者、その他の関係機関の業務機能の停止や、船社、 海貨・フォワーダー、港運・陸運事業者等の港湾関係の事業活動の停止につながる。 また、感染者の搬送、船内の消毒や船員の交代等のため、外航貨物船が港湾内に長 期間停泊し、係留施設の占有が長引くなど、荷役が遅れるリスクも発生する。

本BCPは、感染症によって神戸港の港湾機能継続が困難となる状況を回避し、 その経済・社会への影響を軽減することを目的とする。

具体的には、貨物船等については感染症がまん延しているときでも市民生活に欠かせない物流インフラとして影響を最小限に抑え事業継続させることを目標にする。フェリーは物流インフラに加え、国内フェリーにおいては公共交通として事業継続が望まれるため、感染症対策を実施しながら運航を継続させることを目標にする。

なお、自然災害の場合は、通常、発生直後の状況以上に港湾機能が低下することはなく、以降は早期復旧を目指して対応していくことになるが、感染症の場合は、発生後の対応が不十分な場合、感染拡大によって港湾機能がさらに低下していく可能性があるため、本BCPに基づいて拡大防止策を迅速に講じることによって神戸港における感染拡大を的確に抑制していくこととする。



3

# 4. 本BCPで想定する対応期間・流行段階

感染症については、今般の新型コロナウイルスでも見られるように、長期的な対応も想定されることから、こうした中でも港湾における感染症のまん延防止と港湾における事業継続を図るため、以下に示す各流行段階(「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」と同様に設定)を想定し、計画を策定するものとする。

#### ①未発生期

新型感染症発生に備え、体制を整備する時期。全国の主要な港湾において、防疫用資源(資器材)の準備・備蓄、感染症リスクに対する関係者の認識の涵養、感染症患者の救援・保護体制の確立準備、対応訓練等を計画的に進めておく必要がある。

#### ②海外発生期

海外にて感染症が発生した事がニュース等マスコミで取り上げられ、国内への侵入をできる限り抑えるとともに、国内発生に備えた体制を整備する時期。 感染症発症による港湾関係者への健康被害や港湾機能の維持・継続上のインパクトをあらかじめ分析・評価しておく必要がある。

【目安】厚生労働省が船舶に対する検疫を強化するように検疫所へ通知したとき (「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」に基づく)

#### 3国内発生早期

国内のいずれかの都道府県で感染症の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態であり、国内感染をできる限り抑える時期。港湾における全国横断的な防疫・救援・保護・連絡調整体制の確立と防疫資源の重点的な投入を図る必要がある。また、港湾関係者において感染症が発生することも想定した対応が必要となる。

【目安】神戸市内における1日の新規感染者数25名程度以下 (新型コロナウイルス感染症における疫学調査で追跡可能であった人数)

#### 4国内感染期

国内のいずれかの都道府県で、感染症の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態であり、医療体制、健康被害、国民生活、国民経済等への影響を最小限に抑える時期。また、感染症による港湾機能の低下を最小限に抑えるため、港湾関連官署、事業者等が行う防疫措置への重点的な支援強化を図るとともに、必要に応じて、港湾間の機能バックアップのための広域調整を行う必要がある。

#### 【目安】積極的疫学調査の重点化の実施

(神戸市内における1週間の新規感染者数500名以上)など

# ⑤小康期

感染症の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態であり、国民 生活、国民経済の回復を図り、次の流行に備える時期。感染症拡大の教訓を踏 まえ、引き続き水際における警戒態勢や所要の防疫体制を維持する必要があ る。

※なお、③~⑤の流行段階が繰り返されることにも留意する。

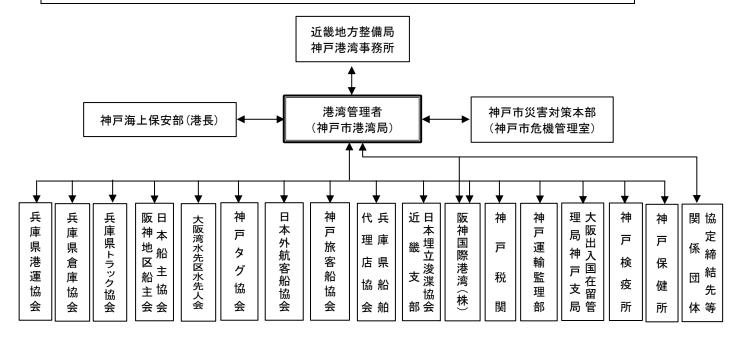
# 5. 実施体制

「神戸港港湾BCP~感染症対策編~」の策定体制については、神戸港港湾BCP(感染症対策)協議会を設置し、実施にあたっては、神戸港水際・防災対策連絡会議や神戸港健康危機管理対策委員会等と連携する。

表-1 神戸港港湾BCP (感染症対策) 協議会の構成

令和3年7月現在

			1146 - 1196
	組織名		組織名
行政機関	財務省神戸税関	関係団体・	兵庫県港運協会
		企業	
(9 機関)	国土交通省神戸運輸監理部 海事振興部	(11 機関)	兵庫県倉庫協会
	国土交通省神戸運輸監理部 総務企画部		一般社団法人 兵庫県トラック協会
	国土交通省近畿地方整備局 神戸港湾事務所		一般社団法人 日本船主協会 阪神地区船主会
	神戸海上保安部		大阪湾水先区水先人会
	神戸検疫所		協同組合神戸タグ協会
	神戸市危機管理室		一般社団法人 日本外航客船協会
	神戸市保健所		神戸旅客船協会
	神戸市港湾局		一般社団法人 日本埋立浚渫協会 近畿支部
	大阪出入国在留管理局神戸支局		兵庫県船舶代理店協会
			阪神国際港湾株式会社
事務局	神戸市港湾局		



# 6. 各流行段階において想定されるリスク

【貨物船1・フェリー2(物流)編】

- ① 未発生期
  - ・特記事項なし。

#### ② 海外発生期

- ・外航貨物船・フェリーの船員と検疫等のため立ち入る際の接触によって感染 者が発生するリスク
- ・港湾関係の労働者が、感染した船員や感染疑いのある船員が乗船する外航貨物船・フェリーに係るサービスを提供することで国内に感染症を持ち込むリスク〈※②~⑤に跨るリスク〉
- ・外航貨物船・フェリーが船員の感染により自力航行能力を喪失して岸壁を長期間占有し、後続船の着岸や荷役に影響するリスク〈※②~④に跨るリスク〉
- ・検疫が長時間に及ぶことにより外航貨物船・フェリーが岸壁を長時間占有し、後続船の着岸や荷役に影響するリスク〈※②~④に跨るリスク〉

#### ③ 国内発生早期

- ・港湾関係の労働者の間や、港湾関係の労働者と船員との間の感染によって港湾運営に必要な人的資源の不足をきたすリスク〈※③~④に跨るリスク〉
- ・港湾関係の労働者における感染の拡大により、離着岸や本船荷役をはじめとする港湾運送が行えなくなるリスク〈※③~④に跨るリスク〉(特に緊急物資輸送時に留意)

#### 4 国内感染期

国内外における感染の拡大により、港湾機能が低下するリスク

#### ⑤ 小康期

・国内外における移動制限等の緩和に伴う感染拡大の再発リスク

・外航貨物船・フェリーの船員と港湾関係の労働者との間の接触によって感染 者が再発生するリスク

¹貨物船とは、物流の観点から、国内外の貨物船(コンテナ、ドライバルク、タンカー、自動車船、RORO船等)、フェリー及び貨客船を対象とする。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> フェリーとは、物流・旅客の観点から、国内外のフェリー、貨客船、定期旅客船を対象と する。

#### 【フェリー2(旅客)編】

- ① 未発生期
  - 特記事項無し
- ② 海外発生期
  - ・国際フェリー・外航定期旅客船を利用する海外渡航者、又は上陸する船員からの感染者が国内に流入するリスク(注)
  - ・国際フェリー・外航定期旅客船を利用する旅客相互の接触による感染拡大が 発生するリスク (注)

(注) クルーズ船と比較すると、乗客乗員の規模は小さく、運航時間は短いため、 運航中に大人数が発症するリスクは相対的に少ないので、船ごと停留する事態も想 定されるものの、発症者の安全かつ迅速な搬送が重要となる。また、初動対応が確 立されていない中での混乱発生リスクが生じる。

#### ③ 国内発生早期

- ・フェリー等に乗船した感染者が国内移動時に、国内感染を発生させるリスク
- ・フェリー等のクルー、ターミナル関係者等における感染発生によって、船舶 の運航が停止するリスク〈※③~④に跨がるリスク〉

#### ④ 国内感染期

- ※国際フェリー・外航定期旅客船の旅客輸送は休止されていると想定
- ・国内フェリー等の利用による広域移動、離島への移動により国内感染が拡大 するリスク
- ・港湾関係者間における感染拡大によって、フェリー等の運航が維持できなくなり市内の経済活動や市民生活に著しい影響が及ぶリスク

#### ⑤ 小康期

・国内外における移動制限等の緩和に伴う船舶運航者や港湾関係者間の感染拡 大が再発するリスク

#### 【災害対応編】

- ① 未発生期
  - ・特記事項なし。

#### ② 海外発生期

- ○外国からの支援に起因する感染症リスク
- ・外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感 染者が発生し、国内に流入するリスク
- ○貨物船・旅客船等から感染者が発生し、支援船受入れに影響が出るリスク

・神戸港が被災中に係留中の貨物船・旅客船等から感染者が発生し、支援船舶 の受け入れが困難になるリスク〈※②~④に跨るリスク〉

#### ③ 国内発生早期

- ○被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援に関するリスク
- ・神戸港に感染が発生しており、被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援等が 実施出来ないリスク
- ・被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染が発生するリスク
- ・離島等への給水支援・緊急物資輸送支援等により、医療体制が十分でない地域への感染を発生させるリスク
- ・港湾業務艇・浚渫兼油回収船等の船舶を活用した支援により、感染症が発生 するリスク
- ・TEC-FORCE・リエゾン派遣職員・災害協力協定団体からの派遣職員が被災地派 遣中に感染し、派遣元に戻った際に、派遣元の職場で感染が拡大するリスク
- ○港湾利用面に関するリスク
- ・災害対応従事者(行政関係者・建設会社等)が感染症に感染し、港湾施設の 応急復旧等が迅速に行えない場合、港湾利用面(物流面・緊急物資輸送拠点 等)に支障が出るリスク
- 〇外国からの支援に起因する感染症リスク
- ・外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感 染症感染者が発生し、神戸市に流入するリスク
- ・神戸港が被災中に感染が発生しており、外国からの支援船を港湾に待機させ なければならなくなるリスク

#### ④ 国内感染期

- ○被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援に関するリスク
- ・神戸港に感染がまん延しており、被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援等 が実施出来ないリスク
- 被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染が広域に拡大するリスク
- ・離島等への給水支援・緊急物資輸送支援等により、医療体制が十分でない地域へ感染を拡大させるリスク
- ・港湾業務艇・浚渫兼油回収船等の船舶を活用した支援により、感染症が拡大 するリスク
- ・TEC-FORCE・リエゾン派遣職員・災害協力協定団体からの派遣職員が被災地派 遣中に感染し、派遣元に戻った際に、派遣元の職場で感染症をまん延させる リスク
- ○港湾利用面に関するリスク

- ・災害対応従事者(行政関係者・建設会社等)が感染症に感染し、港湾施設の 応急復旧等が迅速に行えない場合、広域的に港湾利用面(緊急物資輸送拠点 等)に支障が出るリスク
- ○外国からの支援に起因する感染症リスク
- ・外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感 染者が発生し、入港先の港湾や国外に流出するリスク
- ・神戸港が被災中に感染がまん延しており、外国からの支援船を港湾に待機させなければならなくなるリスク

#### ⑤ 小康期

・措置緩和に伴う感染拡大の再発リスク

#### 7. 対応計画

#### 【貨物船・フェリー編】

対応計画は、感染症が発生・拡大している中でも、検疫や感染者対策のための岸壁の長期間占有や人的資源の不足等による荷役への影響、風評による港湾活動の低下を回避することで港湾機能の低下をできる限り抑え、関係者の協調の下、神戸港利用者に対するサービスを維持し、引き続き利用される港とすることが目的である。そのため、以下のとおり、「(1) 感染予防対策」と「(2) 感染者等が発生した場合の対応」を定める。

#### (1) 感染予防対策

#### ① 未発生期

未発生期における感染症への備えは「8. マネジメント計画 (P. 24)」を参照すること。

#### ② 海外発生期

協議会構成員は、各種ガイドライン・通知等の再周知及びそれに基づく実施の 徹底を行うとともに、以下の点については特に留意して取り組むこととする。

神戸港湾事務所、神戸市港湾局および神戸市保健所や神戸検疫所等の防疫関係機関(以下、「防疫関係機関」)は、それぞれの連携の下に、感染症発症時の典型的な症状などの感染症の特性と海外における感染発生事例、有効な予防、防疫措置に関する情報の収集を行い、神戸港港湾BCP(感染症対策)協議会、神戸港水際・防災対策連絡会議及び神戸港健康危機管理対策委員会の場を通じた情報の開示及び共有を実施する。

海外からの渡航者若しくは乗組員から又はそれら相互の接触によって、船舶の旅客及びターミナル(旅客・貨物等)関係者等に感染が発生する事態を想定し、神戸港湾事務所、神戸市港湾局、阪神国際港湾㈱、兵庫県港運協会、兵庫県倉庫協会、兵庫県トラック協会、日本船主協会阪神地区船主会、兵庫県船舶代理店協会、日本外航旅客船協会、神戸旅客船協会(以下、「港湾・船舶・その他関係機関等」)は、港湾事業者、船社、船舶代理店及びターミナル関係者等(以下、「事業者・船社等」)に対し、ターミナル等における感染予防に係るポスターの掲示やアナウンスの実施、検温やマスク着用等の所要の防疫措置の実施を要請するとともに、感染若しくは感染が疑われる症状を有する者(感染者等)が判明した場合は、当該事業者・船社等に対して、ガイドライン等の周知を通じて、速やかに防疫関係機関に報告するとともにその指示に従い、当該感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置を行うよう要請することとする。

また神戸検疫所は、検疫に関する情報をとりまとめ、個人情報に配慮しながら神戸港健康危機管理対策委員会を活用し迅速な情報共有を行う。あわせて、事業者・船社等は防疫関係機関との連携の下に、港湾関係者が行う感染症の予防、防

疫措置のためのマスクや消毒薬、検温器その他の予防・防疫資器材について、その備え置きの状況把握に努める。

#### ③ 国内発生早期

神戸港湾事務所、神戸市港湾局、防疫関係機関は、それぞれの連携の下に、他の港湾や地域における感染の国内外の発生事例や予防、防疫措置に関する最新の情報を収集し、神戸港港湾BCP(感染症対策)協議会、神戸港水際・防災対策連絡会議及び神戸港健康危機管理対策委員会の場を通じた情報の開示及び共有・更新を強化し、風評による港湾機能の低下を避けるため、正確な情報発信に努める。

港湾・船舶・その他関係機関等は事業者・船社等に対し、国内で感染が発生している状況を踏まえ、船員と港湾事業者等との接触により相互に感染を拡大させないため、ターミナル等における感染予防措置や検温やマスク着用等の所要の防疫措置の強化を要請するとともに、感染者等が判明した場合は、ガイドライン等の周知を通じて、当該事業者・船社等に対して、速やかに防疫関係機関に報告するとともに、指示があった場合はそれに従い、当該感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置を行うよう要請することとする。

また神戸検疫所は、検疫に関する情報をとりまとめ、個人情報に配慮しながら神戸港健康危機管理対策委員会を活用し迅速な情報共有を行う。あわせて、事業者・船社等は防疫関係機関との連携の下に、港湾関係者が行う感染症の予防、防疫措置の実施状況を把握するとともに、これら措置に入用な予防・防疫資器材の過不足の状況把握に努める。

#### ④ 国内感染期

神戸港湾事務所、神戸市港湾局、防疫関係機関は、それぞれの連携の下に、他の港湾や地域における感染の国内外の発生事例や予防、防疫措置に関する最新の情報を収集し、神戸港港湾BCP(感染症対策)協議会、神戸港水際・防災対策連絡会議及び神戸港健康危機管理対策委員会の場を通じた情報の開示及び共有・更新を強化し、風評による港湾機能の低下を避けるため、正確な情報発信に努める。

港湾・船舶・その他関係機関等は事業者・船社等に対し、ターミナル等における感染予防措置や検温やマスク着用等の所要の防疫措置の徹底強化を要請するとともに、感染者等が判明した場合は、当該事業者・船社等に対して、ガイドライン等の周知を通じて、速やかに防疫関係機関に報告するとともに、指示があった場合はそれに従い、当該感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置を行うよう要請することとする。

また神戸検疫所は、検疫に関する情報をとりまとめ、個人情報に配慮しながら神戸港健康危機管理対策委員会を活用し迅速な情報共有を行う。

事業者・船社等は船舶の運航業務に関わる職員に対する感染症対策を徹底する とともに、職員に感染が発生した場合においても、感染の拡大を最小限に抑える とともに業務オフィスの消毒等の所要の措置を迅速に行い業務の継続性を維持できるよう、現場作業等で在宅勤務等が困難な場合を除き、職員のローテーション勤務や職務の代替性強化を実施する。さらに、必要に応じて、関係者の協調の下、港湾ユーザに対するサービス継続のため、一時的な輸送サービスの代替の検討も実施する。

感染が発生した場合は、「5.実施体制(P.6)」に基づく関係者間の情報共有を 迅速に行う。

#### ⑤ 小康期

感染またはその疑いのある者が乗船することや、職員の感染が発生することによるリスクを想定し、港湾・船舶・その他関係機関等は引き続き、事業者・船社等に対し、ターミナル等における感染予防措置や検温やマスク着用等の所要の防疫措置の実施、感染予防に係るポスター掲示やアナウンス等、ガイドラインに基づく取組の継続を要請する。

また、④国内感染期までの対応を振り返り、必要に応じて、感染症の予防・防疫資機材の補充や、対応の見直しを行い、「神戸港港湾BCP~感染症対策編」の修正を実施する。

#### 表-3 各流行段階における対応方策

項目	②海外発生期	③国内発生早期	④国内感染期	⑤小康期	神戸税関	神戸運輸監理部	神戸港湾 事務所	神戸海上 保安部	神戸検疫 所	神戸市危 機管理室	神戸市保健所	神戸市港	大阪出入 国在留管 理局神戸 支局	兵庫県港 運協会	兵庫県倉 庫協会	兵庫県ト ラック協 会	阪神地区 船主会	大阪湾水 先区水先 人会	神戸タグ 協会	日本外航 旅客船協 会	神戸旅客 船協会	埋立浚渫 協会	兵庫県船 舶代理店 協会	阪神国際 港湾
ガイドライン・通 知等に関する取組		周知と実	施の徹底		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
情報収集・開示及 び共有	「神戸港港湾BCP(感染症対 実施 ※海外の事例に対し情報収集	策)協議会」「神戸港水際 情報の共有・ ※国内の事例に対して	更新の強化	港健康危機管理対策委員会」 ●:事務局 ○:構成員	0	0	•	0	•	0	0	•	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ターミナル等にお ける感染予防対策	ポスター掲示・アナ	ウンス・防疫措置の実 感染予防措置・防										•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	
感染者等の発生時 の対応		防疫機関等へ報告・隔	離等の所要の措置の実	in the second se								•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	
予防・防疫資機材 の管理	備え置きの 状況把握	過不足の	把握	補充								•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	
業務の継続性維持			ローテーション勤務 職務の代替性の強化	s)								•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	
神戸港港湾BCP感 染症対策編				●:事務局 〇:構成員 修正	, 0	0	0	0	0	0	0	•	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

#### (2) 感染者等が発生した場合の対応(各流行段階共通)

協議会構成員は、職員や乗組員、乗客に感染者等が発生した場合、「感染者発生時の初動対応マニュアル(神戸市港湾局)」を参考に必要な対策をとることとする。また、「神戸港における新型インフルエンザ水際実施要領」に基づき、緊密な連携体制の下、対応する。あわせて、防疫関係機関の指示に従い、他の船員や濃厚接触者である荷役関係者等の隔離やPCR検査を早急に行うなどの感染防止対策の徹底を図る。

上記の対応の際には、以下について特に留意する。

- ・水際対策の徹底は他のあらゆる事柄に優先して行う。このような観点から、 各関係者は防疫関係者等の意見を最大限尊重する必要がある。
- ・感染者等が乗船した船舶の来港事案への円滑な対応のためには、関係者間の 「前広」「迅速」「正確」な情報共有が重要である。
- ・港湾関係者の「安全」は当然のごとく、「安心」の確保にも努める必要がある。

# (参考)「感染者発生時の初動対応マニュアル(神戸市港湾局)」抜粋

# 1. 初動対応のフロー

# ①事業所の場合

事 象	感染者	事業所	保健所 (保健センター)
【感染疑い】	かかりつけ医 もしくは産業 医に電話連絡 の上、受診		
【陽性確定】	医師からの告 知を受け、事 業所へ連絡		医療機関*1から 発生届を受け、当 事者の調査(直接 面接もしくは電 話)
【事業一部停止】			
1~2日程度		接触者リストの提出 感染者の症状(咳・発熱など) が出た 2 日前から最後の出勤日 (接触した日) までの接触者リスト 消毒の実施 ・自ら行う場合(P10-13 参照) ・消毒業者による場合	職場など接触者調査(感染状況する場合がある。) 密閉度といるのではないないではないないではないないでは、いないでは、いないでは、いないでは、いないでは、いないでは、いないでは、いないでは、いないでは、いないでは、いないでは、いないでは、いないでは、いないでは、いないでは、いないでは、いるでは、いるでは、いるでは、いるでは、いるでは、いるでは、いるでは、い
【事業再開】		【消毒業者の紹介】 兵庫県ペストコントロール協会 (TEL 078-576-2638)	

※1市内の医療機関受診に限る。

# ② 内航船舶の場合

事象	船舶・船舶代理店	保健所 (保健センター)
【感染疑い】	事前連絡の上、医療機関 <sup>*1</sup> で受 診	
【陽性確定】		医療機関 <sup>※1</sup> から発生届を受け、当事 者の調査
【停泊】		
	接触者リストの提出 感染者の症状(咳・発熱など) が出た2日前からの接触者リスト	接触者調査 密閉度合いなど の確認、リスト などから総合的 に濃厚接触者検討 濃厚接触者の認定 <b>陽性者の搬送</b>
	消毒の実施 ・自ら行う場合(P10-13参照) ・消毒業者による場合 【消毒業者の紹介】  兵庫県ペストコントロール協会 (TEL 078-576-2638)	
【出航】		

※1市内の医療機関の受診に限る。

# ③ 外航船舶の場合 (パターン1:入港船舶の乗組員に感染が疑われる場合)

•	、グーン・・ハゼ MIMI ジネ独身	C ALLOYDIC O SACTORIO O SA	
事象	船舶・船舶代理店	神戸検疫所	保健・インター)
【感染疑い】 【停泊】	健康状態等を確認する書類の提 出	臨船検疫もしくは着 岸検疫を実施	情報共有
【陽性確定】	(着岸バースのシフトが必要な 場合は、水先要請を実施)		
		(貨物船の場合) 原則、陽性者が1名 いれば、残りの乗組 員は全員濃厚接触者 として検査を実施	
		陽性者の搬送	
	消毒の実施 ・消毒業者による場合 【消毒業者の紹介】 兵庫県ペストコントロール協会 (TEL 078-576-2638)	消毒完了報告書を確 認後、消毒した現場を 確認	
		仮検疫済証の交付	
【荷役開始】			
【出航】			

# ③ 外航船舶の場合 (パターン2:入れ替え船員(入国時の検疫はパス)に陽性者が発生した場合) ex. 入国3日後検査で陽性など

事象	船舶·船舶代理店	保健所 (保健センター)
【陽性確定】		
	接触者リストの提出 感染者の症状(咳・発熱など) が出た 2 日前からの接触者リ スト	接触者調査 密閉度合いなど の確認、リスト などから総合的 に濃厚接触者検討 濃厚接触者の認定
		陽性者の搬送
【荷役開始】	消毒の実施 ・自ら行う場合(P10-13 参照) ・消毒業者による場合 【消毒業者の紹介】  兵庫県ペストコントロール協会 (TEL 078-576-2638)	
【出航】		

#### 【災害対応編】

災害発生時は、「大阪湾BCP」、「神戸市業務継続計画」、「神戸港港湾事業継続計画」などに基づいて神戸港の重要機能の維持・早期回復を目指すが、感染症がまん延している中においても、これらが適切に機能するために、「神戸市新型インフルエンザ等対策行動計画」、「港湾空港建設事業の新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン」などに従った行動をとることが重要である。そのうえで、以下の点については、特に留意して取り組むこととする。

#### (1) 感染予防対策

#### ① 未発生期

未発生期における感染症への備えは「8. マネジメント計画(P. 24)」を参照すること。

#### ② 海外発生期

神戸港湾事務所、神戸市港湾局、日本埋立浚渫協会は、災害対応に従事する職員の感染対策(マスク着用、テレビ会議による三密回避等)、検温等による健康管理を行う。また、神戸港湾事務所、神戸市港湾局は、支援船の着岸バース調整を行う。

#### ③ 国内発生早期

神戸港湾事務所、神戸市港湾局、日本埋立浚渫協会は、災害対応に従事する職員の感染対策(マスク着用、テレビ会議による三密回避等)、検温等による健康管理、屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間の縮小を行う。神戸港湾事務所、神戸市港湾局は、支援船の着岸バース調整を行う。神戸港湾事務所においては、状況に応じ、複数の自治体を担当する巡回リエゾンを活用するが、感染症拡大のリスクが高まる場合は、WEB会議システム等を活用したオンラインによるリエゾン対応を実施する。

#### ④ 国内感染期

神戸港湾事務所、神戸市港湾局、日本埋立浚渫協会は、災害対応に従事する職員の感染対策(マスク着用、テレビ会議による三密回避等)、検温等による健康管理、屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間の縮小を行う。神戸港湾事務所、神戸市港湾局は、支援船の着岸バース調整を行う。神戸港湾事務所においては、状況に応じ、複数の自治体を担当する巡回リエゾンを活用するが、感染症拡大のリスクが高まる場合は、WEB会議システム等を活用したオンラインによるリエゾン対応を実施する。

#### ⑤ 小康期

国土交通省港湾局によって、複合災害における感染症BCPガイドラインの検証・改訂がされた場合は、「神戸港港湾BCP~感染症対策編~」の修正を実施する。また、災害対応に従事する事業所等において感染予防対策用品の補充を実施する。

#### 表-5 各流行段階における対応方策

項目	②海外発生期	③国内発生早期	④国内感染期	⑤小康期	神戸税関	神戸運輸監理部	神戸港湾 事務所	神戸海上 保安部	神戸検疫 所	神戸市危 機管理室	神戸市保健所	神戸市港	大阪出入 国在留管 理局神戸 支局	兵庫県港	兵庫県倉 庫協会	兵庫県ト ラック協 会	阪神地区 船主会	大阪湾水 先区水先 人会	神戸タグ協会	日本外航 旅客船協 会	神戸旅客船協会	埋立浚渫協会	兵庫県船 舶代理店 協会	阪神国際 港湾
TEC-FORCEに関 する取組		オンラインによる リエゾン対応					•					•												
感染予防対策用品 の管理				補充			•					•										•		
災害対応従事者の 感染対策(マス ク、三密回避等)	マスク着用・テレ	ど会議・サーモグラフ オンラインによる 屋内での支援活	5リエゾン対応				•					•										•		
支援船の受入れ		着岸バースの調整					•					•												

#### (2) 感染者等が発生した場合の対応(各流行段階共通)

災害対応従事者に感染者等が発生した場合、防疫関係者等に連絡を行うとともに、神戸港健康危機管理対策委員会に対して適宜情報共有を行う。あわせて、防疫関係者等と対応を相談し、他の職員や船員、濃厚接触者である荷役関係者等の隔離やPCR検査を早急に行うなどの感染防止対策の徹底を図る。また被災地における感染状況については、神戸港港湾BCP(感染症対策)協議会及び神戸港水際・防災対策連絡会議において適宜情報共有を行う。

上記の対応の際には、以下について特に留意する。

- ・水際対策の徹底は他のあらゆる事柄に優先して行う。このような観点から、各 関係者は防疫関係者等の意見を最大限尊重する必要がある。
- ・感染者等が乗船した船舶の来港事案への円滑な対応のためには、関係者間の「前 広」「迅速」「正確」な情報共有が重要である。
- ・港湾関係者の「安全」は当然のごとく、「安心」の確保にも努める必要がある。

#### 8. マネジメント計画

流行状況によって感染症リスクが異なり、また、日本全体の感染症対策とも整合を図る必要があることから、港湾における感染症対策では、流行段階毎にリスク分析及び対策を検討することが重要である。

このようなことを勘案し「神戸港港湾BCP~感染症対策編~」のマネジメント計画においては、感染症の発生・蔓延に備えた、未発生期における平時からの準備、体制整備、PDCAサイクルの在り方、海外発生期における予防的な措置などをあらかじめ文書化し関係者間で共有しておくものとする。

#### (1) 事前対策

#### 【貨物船・フェリー編】

神戸港湾事務所、神戸市港湾局、防疫関係機関は、神戸港港湾BCP(感染症対策)協議会、神戸港水際・防災対策連絡会議及び神戸港健康危機管理対策委員会の場を活用して、感染症の発生情報を収集するとともに、防疫措置の実施、感染者の隔離、感染発生場所の消毒・管理等を効果的、効率的に行うための連絡、調整体制を整備する。

港湾・船舶・その他関係機関等は、国内外における感染症発生の動向に常に注視するとともに、必要に応じて、感染発生時の対応の検討を行う。

また協議会構成員は、海外発生期に入った時点で、感染症が発生・まん延した場合の各々の具体の対処行動を文書で示すことで関係者の認識を共有し、それらを関係部署に備えおくとともに、職員の出勤抑制などの措置を講じなければならなくなった際の体制の確認・見直しを行い、適宜、上記の連絡、調整体制に反映することとする。

#### 【災害対応編】

神戸港湾事務所、神戸市危機管理室、神戸市港湾局は、以下について事前に調整を行う。

- ・ホットラインの確認及び、感染症発生時における TEC-FORCE の派遣方針に関する認識の共有。
- ・感染症発生時においても関係業界団体等との間で災害協定が機能するため の関係者調整。
- ・関係業界団体と調整し、感染症発生時に災害が発生した場合を想定した港湾 BCPを拡充。
- ・感染症発生時における災害対応従事者の勤務体制の構築(班別出勤体制の構築・空間を分けて業務執行に当たる工夫等)
  - ※災害対応従事者が感染症を発症した場合の業務継続の観点にも留意が必要
- ・感染症感染リスクの低減を図るため、現地カメラ、ドローン等による状況把 握やテレビ会議の活用による連絡調整等の非接触型の災害対応体制の構築。
- ・複合災害(自然災害+感染症)を想定した防災訓練の実施及びPDCAによる実効性向上。

・防護服、マスク、ゴーグルなど衛生用品感染予防対策用品の確保。

#### (2) 教育 • 訓練

神戸港港湾BCPの訓練に加え、神戸港健康危機管理対策委員会の委員は、同委員会における感染症水際対策訓練に参加することとする。

#### (3) BCPの見直し、改善

本BCPの実効性を向上させるため、PDCAサイクルの考え方に沿って、神戸港港湾BCP(感染症対策)協議会やその他で実施する訓練や訓練結果に基づく各種検討結果及び協議会構成団体のBCP等に基づき、適宜、本BCPの見直し・改善を行う。また、本BCPが発動される事態が発生した場合は、小康期に至った時点で、事態の完全な収束を待つことなく、各流行段階においてBCPに基づいてとられた具体の対処行動等の振り返り、総括を行い、必要に応じて機動的にBCPの修正を行うこととする。

なお、本BCPでは神戸港における対応を想定しているが、着岸バースの選定や患者の搬送先の確保など、近隣の港湾(背後自治体)との広域的な連携が必要な場合には、広域的な行政機関である神戸港湾事務所等とも連携の上、必要に応じて広域的な連携方策についても検討する。また、本BCPは港湾における対応を中心に記載しているが、各流行段階において取られる神戸港利用船舶の船舶運航会社などの関連する対策等との連携の重要性に鑑み、それらが明らかになった段階で適宜、BCPに的確に反映していくこととする。

# 9. 運用期日

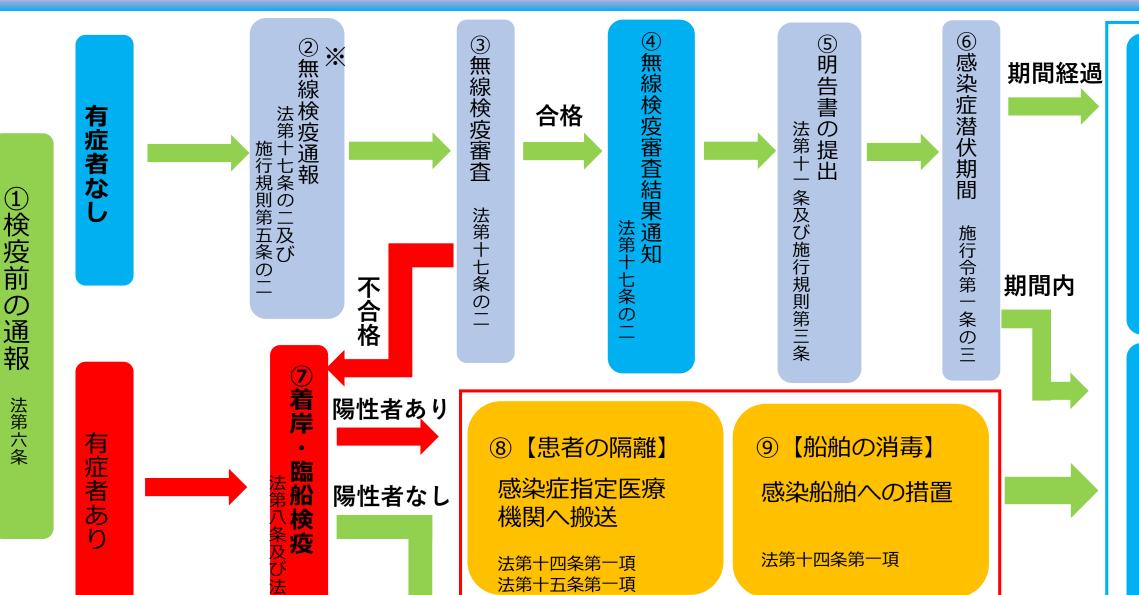
本計画は、令和4年1月31日より運用。



法第十七条

⑪仮検疫済証交付

法第十八条



検疫法…法

検疫法施行令…施行令 検疫法施行規則…施行規則

# 外航船入港にかかる関連法令①

# ①検疫前の通報

#### 検疫法第6条

検疫を受けようとする船舶等の長は、当該船舶等が検疫港又は検疫飛行場に近づいたときは、適宜の方法で、当該検疫港又は検疫飛行場に置かれている検疫所(検疫所の支所及び出張所を含む。以下同じ。)の長に、<u>検疫感染症の患者又は死者の有無</u>その他厚生労働省令で定める事項を通報しなければならない。

#### 検疫法施行規則第1条の2

法第六条に規定する事項は、次のとおりとする。

- 一 船舶の名称又は航空機の登録番号
- 二 発航した地名及び年月日並びに日本来航前最後に寄航した 地名及び出航した年月日
- 三 乗組員及び乗客の数
- 四 患者又は死者の有無及びこれらの者があるときは、その数
- 五 検疫区域に到着する予定日時

# ②無線検疫通報

- ③無線検疫審査
- 4)無線検疫結果通知

#### 検疫法第17条の2

検疫所長は、船舶の長が第六条の通報をした上厚生労働省令で定めるところにより厚生労働省令で定める事項を通報した場合において、これらの通報により、当該船舶を介して、<u>検疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれがないと認めたとき</u>は、あらかじめ、当該船舶の長に対して、<u>検疫済証を交付する旨の</u>通知をしなければならない。

# ②無線検疫通報

#### 検疫法施行規則第5条の2

- ー 法第十七条第二項の通報である旨
- 二 船舶の名称、登録番号及び国籍
- 三 船舶の長の氏名
- 四 船舶を入れようとする港名及び到着予定日時
- 五 発航した地名及び年月日
- 六 船舶衛生管理免除証明書又は船舶衛生管理証明書の有無並びにこれらの証明書があると きはその発行機関名、発行年月日及び船舶衛生管理に係る再検査の要否
- 七 <u>世界保健機関が認定する汚染地域への寄航の有無</u>並びに寄航したときは寄航した地名及び年月日
- 八 過去三十日以内に寄港した地名
- 九 乗組員及び乗客の数
- 十 事故による以外の死者の有無及び死者があるときはその詳細
- 十一 <u>感染性のものであるという疑いをかけた疾病の患者の有無</u>及び患者があるときはその 詳細
- 十二 病気になつた乗客の総数が通常よりも多かつたか否かの状況
- 十三 <mark>船内の病人の有無</mark>及び病人があるときはその詳細
- ├四 医師の診断の有無並びに医師の診断があるときはその治療内容及び助言の詳細
- 十五 疾病の感染又は拡大の原因となるものの有無及び原因となるものがあるときはその詳細
- 十六 消毒その他の衛生上の措置の実施の有無及び実施していたときはその詳細
- 十七 密航者の乗船の有無及び密航者の乗船があるときはその乗船地名
- 十八 感染症にかかつた動物又はその疑いのある動物の発生の有無
- 十九 <u>過去三十日以内に航行中に他の船舶</u>又は航空機から人を乗り移らせ、又は<u>物を運び込</u> んだ事実の有無及びその事実があるときはその詳細
- 二十 船医の乗船の有無

# 外航船入港にかかる関連法令②

# ⑤明告書の提出

#### 検疫法第11条

検疫を受けるに当つては、船舶等の長は、検疫所長に船舶等の名称又は登録番号、発航地名、寄航地名その他厚生労働省令で定める事項を記載した明告書を提出しなければならない。但し、仮検疫済証の失効後に受ける検疫にあつては、検疫所長から求められた場合に限る。

# ⑥感染症潜伏期間

#### 検疫法施行令第1条の3

法第十六条第三項の政令で定める期間は、次の各号に掲げる 感染症の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- エボラ出血熱及びラッサ熱 五百四時間
- **二** クリミア・コンゴ出血熱 二百十六時間
- 三 痘そう 四百八時間

三百三十六時間

- 四 南米出血熱 三百八十四時間

#### 検疫法施行規則第3条

法第十一条第一項の規定により船舶の明告書に記載すべき事項は、次のとおりとし、船舶の長 (当該船舶に船医が乗り組んでいるときは、船舶の長及び船医)又はその代理人は、これに署名 し、又は記名なつ印しなければならない。

- ー 検疫を受けようとする港名
- 二 明告書の作成年月日
- 三 船舶の名称及び登録番号
- 四 発航した地名及び行先地名
- 五 船舶の国籍
- 六 船舶の長の氏名
- 七 船舶の総トン数
- 八 船舶衛生管理免除証明書(ねずみ族の駆除等が不要であることの証明書をいう。以下同じ。)又は船舶衛生管理証明書(ねずみ族の駆除等を行つたことの証明書をいう。以下同じ。)の有無並びにこれらの証明書があるときはその発行機関名、発行年月日及び船舶衛生管理に係る再検査の要否
- 九 <u>世界保健機関が認定する汚染地域への寄航の有無</u>並びに寄航したときは寄航した地名及び年 月日
- 十 発航日以降又は過去三十日以内のいずれか短い期間に寄港した地名
- 十一 発航日以降又は過去三十日以内のいずれか短い期間に乗船していた者の氏名及び乗船地名
- 十二 乗組員及び乗客の数
- 十三 事故による以外の死者の有無及び死者があるときはその詳細
- 十四 <u>感染性のものであるという疑いをかけた疾病の患者の有無</u>及び患者があるときはその詳細
- 十五 病気になつた乗客の総数が通常よりも多かつたか否かの状況
- 十六 <u>船内の病人の有無</u>及び病人があるときはその詳細
- **卜七 医師の診断の有無並びに医師の診断があるときはその治療内容及び助言の詳細**
- ├八 疾病の感染又は拡大の原因となるものの有無及び原因となるものがあるときはその詳細
- 十九 消毒その他の衛生上の措置の実施の有無及び実施していたときはその詳細
- 二十 密航者の乗船の有無及び密航者の乗船があるときはその乗船地名
- 二十一 感染症にかかつた動物又はその疑いのある動物の発生の有無

# 外航船入港にかかる関連法令③

# ⑦着岸・臨船検疫

#### 検疫法第8条

船舶の長は、<u>第十七条第二項の通知を受けた場合を除く</u>ほか、検疫を受けようとするときは、<u>当該船舶を検疫区域に入れなければならな</u>い。

- 2 外国から来航した航空機の長は、当該航空機を最初に検疫飛行場に着陸させ、又は着水させたときは、直ちに、当該航空機を検疫区域に入れなければならない。
- 3 前二項の場合において、天候その他の理由により、検疫所長が、 当該船舶等を検疫区域以外の場所に入れるべきことを指示したときは、 船舶等の長は、その指示に従わなければならない。
- 4 第一項及び第二項の検疫区域は、厚生労働大臣が、国土交通大臣と協議して、検疫港又は検疫飛行場ごとに一以上を定め、告示する。

#### 検疫法第13条

検疫所長は、検疫感染症につき、前条に規定する者に対する<u>診察及び船舶等に対する病原体の有無に関する検査</u>を行い、又は検疫官をしてこれを行わせることができる。

# ⑩検疫済証交付

#### 検疫法第17条

検疫所長は、当該船舶等を介して、検疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれがないと認めたときは、当該船舶等の長に対して、<u>検疫済証を交付しなければならない</u>。

# ⑴ 仮検疫済証交付

#### 検疫法第18条

検疫所長は、検疫済証を交付することができない場合においても、 当該船舶等を介して検疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれがほ とんどないと認めたときは、当該船舶等の長に対して、一定の期間を 定めて、仮検疫済証を交付することができる。

# ⑧患者の隔離

# 9船舶の消毒

#### 検疫法第14条

検疫所長は、検疫感染症が流行している地域を発航し、又はその地域に寄航して来 航した船舶等、航行中に検疫感染症の患者又は死者があつた船舶等、検疫感染症の患 者若しくはその死体、又はペスト菌を保有し、若しくは保有しているおそれのあるね ずみ族が発見された船舶等、その他検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそ れのある船舶等について、合理的に必要と判断される限度において、次に掲げる措置 の全部又は一部をとることができる。

- 一 第二条第一号又は第二号に掲げる<u>感染症の患者を隔離</u>し、又は検疫官をして隔離させること。
- 二 第二条第一号又は第二号に掲げる<u>感染症の病原体に感染したおそれのある者を停留</u>し、又は検疫官をして停留させること(外国に当該各号に掲げる感染症が発生し、その病原体が国内に侵入し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときに限る。)。
- 四 <u>検疫感染症の病原体に汚染し、若しくは汚染したおそれのある物若しくは場所を消毒</u>し、若しくは検疫官をして消毒させ、又はこれらの物であつて消毒により難いものの廃棄を命ずること。

#### 検疫法第15条

前条第一項第一号に規定する隔離は、次の各号に掲げる感染症ごとに、それぞれ当該各号に掲げる医療機関に入院を委託して行う。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、当該各号に掲げる医療機関以外の病院又は診療所であつて検疫所長が適当と認めるものにその入院を委託して行うことができる。

- 一 第二条第一号に掲げる感染症 特定感染症指定医療機関(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定感染症指定医療機関をいう。以下同じ。)又は第一種感染症指定医療機関(同法に規定する第一種感染症指定医療機関をいう。以下同じ。)
- 二 第二条第二号に掲げる感染症 <u>特定感染症指定医療機関</u>、<u>第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関</u>(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する第二種感染症指定医療機関をいう。以下同じ。)